

春季休業中の生活について

滋賀県立膳所高等学校
校長 嬉野 公人

長期休業中の生活は、普段の学校生活とは違ったリズムで生活することになります。そのため、体調を崩したり、事故や事件に巻き込まれたりしやすいものです。事故や事件などに関しては、自身が起こさないだけでなく、被害者にもならないように本校生としての自覚と誇りを持って生活し、下記の注意事項をよく守り、有意義な休業期間にしてください。

記

1 諸手続き

- (1) アルバイトは原則として禁止です。
- (2) 休業中に手続きの必要が生じた人は、土日祝祭日以外の日に担任や当該学年・生徒支援課の先生、または事務室に届け出てください。

2 交通安全について

- (1) 滋賀県PTAの自主規制の趣旨を十分に理解し、自動二輪車や自動四輪車の運転免許証を取得したり、それらに「乗ったり、乗せてもらったり」しないでください。
- (2) 自転車は車両です。交通法規やマナーを遵守してください。特に、傘さし運転や二人乗り、スピードの出し過ぎなどの無謀な自転車運転をしないでください。令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。命を守るうえで、ヘルメットを着用し、頭部を保護することは非常に大切になります。「命を守る」観点から、ヘルメットの着用を考えてみてください。また、**令和6年11月1日より運転中の携帯電話等使用等禁止について、自転車も道路交通法の罰則が適用されるようになりました。**絶対に自転車運転中に使用しないでください。（裏面【資料1・2】）。
- (3) 万一事故に遭った場合には、必ず相手の氏名・住所・電話番号（性別・年齢・勤務先・連絡先）を確認し、直ちに警察・保護者に連絡するとともに学校（担任）へ届け出てください。

3 登下校・外出について

- (1) 土日祝日には、原則として校舎内に立ち入ることはできません。ただし、補習については担当の先生の指導のもとで、また班活動については班参与の責任のもとで実施することができます。教室を使用した場合には、後片付け・戸締り・消灯・エアコンの電源オフを確実に行ってください。
- (2) 学校地内で不審者を見かけた場合には、速やかに職員に連絡してください（外部からの来校者については、平日は校内立入許可証を衣服につけることになっています）。
- (3) 通学時をはじめ、外出時には常に【生徒証明書】を携行してください。外出の際には、「誰と」、「いつ（帰宅時刻）」、「どこへ」等を保護者に告げる習慣をつけてください。なお、夜間における不要不急の外出は控えてください。条例（裏面【資料3】）により23時から5時までの外出は補導対象となっています。

4 その他

- (1) 飲酒・喫煙・薬物乱用、また暴力行為やその他高校生としてふさわしくない行為は絶対に行わないでください。
- (2) 公共交通機関における乗車マナーや交通ルールを遵守し、トラブルに巻き込まれたり、交通事故に遭ったりしないよう努めてください。
- (3) インターネット上の書き込み等に関わるトラブルの未然防止のため、その利用に際しては個人情報保護や人権尊重の観点からルールやマナーを守ってください。
- (4) 休業中は校内における盗難が心配されるので、私物は持ち帰ってください。
- (5) 生徒本人や家族に何か特別な事態が生じた場合には、速やかに学校に連絡してください。

☎077-523-2304（代表）

【資料1】滋賀県道路交通法施行細則

第14条 省略

- (4) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、もしくは操作し、または画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しないこと。
- (5) 有効な性能の警音器を備えない自転車を運転しないこと。
- (6) カーラジオ等を高音にし、またはイヤホン等を使用して聞く等安全な運転に必要な交通に関する音または声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと。ただし、公共目的を遂行するための指令を受信する者が、イヤホン等を使用するときは、この限りではない。

※自転車も車両です（自転車は車両の中の軽車両に位置付けられています）。

【資料2】道路交通法

第71条 省略

- (5) 5 自動車、原動機付自転車又は自転車を運転する場合において、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示装置に表示された画像を注視しないこと。

【資料3】滋賀県青少年の健全育成に関する条例

第20条 省略

- 2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、青少年が当該端末設備によりインターネットを利用する場合には、青少年がインターネットを適正に利用できるように、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアまたは青少年有害情報フィルタリングサービスを備えた端末設備の提供その他必要な措置をとるように努めなければならない。
- 3 保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアまたは青少年有害情報フィルタリングサービスの利用、インターネットの利用に関する健全な判断能力の育成その他の適切な方法により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めなければならない。

第22条 保護者は、特別な理由がある場合のほか、深夜（午後11時から午前5時までをいう）に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の依頼または承諾その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、または同伴してはならない。
- 3 深夜に営業を営む者およびその従業者は、特別な理由がある場合のほか、深夜に当該営業に係る施設内または敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

【資料4】悩みごとの相談窓口

名 称	電話番号
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
おおつこほっとダイヤル	0120-025-528
彦根市いじめ相談ほっとライン	0749-24-7977
近江八幡市教育相談室	0748-37-8877
草津市立少年センター あすくる草津	077-562-6561
守山市教育研究所教育相談	077-583-4237
栗東市いじめホットライン	077-554-0323
米原市いじめ相談でんわ	0749-53-5150